

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第17回本部員会議 議事録

日時 令和3年5月14日（金）午後1時00分～午後1時30分

場所 別館9階特別第1会議室

【山田危機管理部参事】

これより、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第17回本部員会議を開催いたします。本日は、静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の座長いらっしゃいます、静岡がんセンター感染症内科部長の倉井華子先生にオンラインにて御出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、進行を危機管理監にお願いします。

【藤原危機管理監】

全国的に感染者が増加する中、本県におきましても特に西部地域を中心に感染が拡大しており、今後更に感染拡大が進めば、県内の受入病床は更に逼迫する事態となることから、県内の感染状況や医療提供体制等の情報共有及び今後の対応方針等を決定するため開催いたします。

それでは議事に入ります。議事（1）現状認識。新型コロナウイルス感染症の県内の感染状況及び医療提供体制の逼迫状況につきまして、健康福祉部から報告をお願いします。

【山梨感染症対策担当部長】

それでは現状認識のうち、県内の感染状況及び医療提供体制の逼迫状況について、健康福祉部から御説明をいたします。資料1を御覧ください。

めくっていただいて2ページですが、感染者数の累計でございます。5月13日時点で感染者総数が7168人となりました。昨日、1月14日以来の100人越え、122人となりました。ゴールデンウィークの連休明けから急激に患者が増加していることが見て取れます。また、下段の月別公表者数を見ますと、5月はまだ半月を過ぎた段階で4月並の人数となっており、月間ベースでは、過去最大の1月の1900人を上回る恐れがあると考えております。

3ページです。人口10万人当たりの週の新規感染者数は、現在13.7人となっております。新規感染者数の増加に併せ、急速に高まっています。国に対してまん延防止措置の要請ができる、国ステージⅢの基準である15人に達することは時間の問題だと考えられます。

4ページです。直近1ヶ月の状況でございますが、連休前の4月末から増加傾向が見られ、終了と同時に急激に増加している状況が見て取れます。

続いて5ページです。

感染状況と経路不明者の割合です。過去7日間の感染経路不明者の割合を示す黄

色の折れ線グラフを見ますと、ピークになっているのは、年末年始の12月末から1月初旬、年度末の3月末から4月初旬、そして今回の大型連休となっておりまして、人流が増加する機会に、同じように増加するということが見て取れます。

6ページです。PCR検査等の陽性率でございます。第3波が収束した2月初旬以降は2%程度でしたけれども、4月から急に上昇に転じまして、5月12日時点では3.5%となっています。

7ページです。東部地域の感染者の状況です。人口10万人当たり6.0人と県内の中では比較的落ち着いた状況となっています。

8ページです。中部地域の感染者の状況でございます。連休前から増加し始めて、人口10万人当たり10.4人と10人を超えています。

次9ページです。西部地域の感染者の状況ですが、連休の前から急激に増加し始め、連休明けにもその上昇が一段と大きくなり、現在、人口10万人当たり20.5人となっておりまして、県内で最も感染が大きな地域となっています。

10ページです。入院等の状況になります。5月12日現在、入院者の総数は589人。そのうち病院への入院は152人、宿泊施設の入所者が172人、自宅療養者が265人となっておりまして、県全体の病床占有率は32.3%となっています。

次の11ページは、重傷者等の状況です。5月に入ってから増加をしておりまして、現時点で重傷者の数は5人となっています。

12ページ、東部地域の入院状況です。入院患者は50人を下回る値で推移しており、病床占有率は24.3%となっています。

13ページは、中部地域の入院状況です。入院患者は、同じように50人を下回る値で推移しており、病床占有率は19.8%となっています。

14ページは、西部地域の入院状況です。入院患者は急激に増加をしておりまして、79人と現時点でなっています。病床占有率は46.5%となっておりまして、逼迫の度合いは非常に高いものと考えています。

15ページです。感染者の年齢の分布表でございます。4月下旬から青色の20歳未満の割合が高まっております。逆に高齢者の比率が低くなっていることが見て取れます。

16ページです。感染経路別の状況ですが、感染経路不明者及び感染経路不明の割合が高くなってきています。

17ページは、変異株の検査状況です。変異株PCR検査率は60%台となっており、実施した検査に対する変異株であった割合は83%とかなり高くなってきています。

ここまで全体を総括いたしますと、大型連休を境といたしまして、感染者が急増し始めていること、第3波と異なり、西部地域の感染が急激に増加していること、変異株の割合が高いこと、隣県の愛知県、神奈川県の人10万人当たりの感染者数を見ましても、愛知県の方が深刻でありますことから、連休明けの人流の増加に伴って、関西中京圏での変異株による感染者の急増の波が本県に波及してきたと考えております。

他県の状況を見ますと、急激な感染者の増加は2週間程度続き、その後、新規感染者数が高止まりを維持する傾向が見られますので、まだまだこれから拡大する傾向にあると考えております。

以上で私からの説明は終わります。

【藤原危機管理監】

ありがとうございます。

続きまして、一昨日に開催されました静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの提言について、倉井先生からお願いいたします。

【倉井先生】

本日はオンラインにて参加させていただいております。がんセンターの倉井です。水曜日に行いました感染症専門家会議から、静岡県への提言を発表いたします。今週に入り、県内の感染者数は県西部から急速に増加し、今後、全県でも爆発的な感染拡大が懸念されます。

感染拡大に伴い、コロナ患者の受入病床が県西部で急速に逼迫してきており、今後、全県に及ぶことが危惧されます。

この県内の発生状況を踏まえ、水曜日の感染症対策専門家会議では、満場一致で感染状況のステージをⅢに上げる結論を出しました。

そして専門家会議から、まず県に、コロナ患者の受入病床や後方支援病院、宿泊療養施設のさらなる確保を急務としていただきたいと思っております。

また、県民の皆様へのお願いです。県内では、新型コロナウイルスが英国由来の変異ウイルスにほぼ置き換わってきています。変異ウイルスは、他県で報告されているように、感染力が高く、重症化傾向が高まり、高齢者以外の世代にも危険を及ぼす可能性があります。

これまで私たちは、高齢者の方を守るためにお伝えしてきていましたが、これからは、全ての世代が自分自身の身を守るための感染を避ける行動を徹底していただくようお願いいたします。

以上です。

【藤原危機管理監】

倉井先生ありがとうございます。

倉井先生につきましては、御公務のため、ここで退席されます。

倉井先生、本日は本当にお忙しい中、ありがとうございました。

次に、ただいまの提言を踏まえ、議事（2）医療提供体制の維持に向けた取組につきまして、健康福祉部から報告をお願いします。

【山梨感染症対策担当部長】

それでは健康福祉部から、第4波における医療提供体制と感染対策を御説明いたします。お手元の資料3を御覧ください。

健康福祉部の対策としては、5点ございます。

めくっていただいて2ページです。まず、病床の確保についてです。4月30日に計画病床522床を確保するために関係病院に依頼いたしまして、来週には準備が整う見込みとなっています。これからの対応ですけれども、これ以上の病床の確保につきましては、通常の医療、つまりコロナの治療以外の手術や入院を一定程度制限せざるを得ず、そのための準備をする必要があると考えています。医療機関ごとの調整や静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議の開催等を踏まえまして、おおむね病床占有率が50%を超える又は超えることが明らかな段階で、感染症予防法第16条の2第1項に基づき、病床確保要請を行ってまいります。

次に3ページに入ります。後方支援病院の確保でございます。限られた病床を有効に活用するためには、退院基準を満たした回復患者の方を効果的に転院させることが必要となります。そのため、後方支援病院のリスト化を図りまして、受入病院と情報共有を進め、速やかに転院していただくような体制を構築します。

次に資料4ページでございます。療養施設の新規の設置でございます。療養施設につきましては、《現状》に記載のとおり、現在4施設を運営しておりますが、県が全域をカバーしているというよりは、設置されていない空白区間がございますので、その地域を念頭に、新たな施設の設置を進めたいと考えております。また、その際には、医療機能を強化した施設の設置を検討してまいります。

次に資料の5ページを御覧下さい。自宅療養者の療養体制の強化についてです。

今後、自宅療養者が大幅に増加すると考えられますことから、地域の医療機関の協力を得ながら、往診等を可能とする体制の構築を進めてまいります。

最後に、資料の6ページになります。大規模クラスターの抑制対策です。

変異株が主流となりまして、ウイルスのうつりやすさがクラスターの規模を大きくする傾向にあります。このため、発生リスクの高い施設へ抗原定性簡易キットを配布して、すぐに自主検査が実施できるような体制を作り、感染者の早期発見に努めてまいります。

以上の対策を健康福祉部として早急に進めてまいります。

以上であります。

【藤原危機管理監】

ただいま、医療提供体制の維持に向けた取組について説明がありました。皆様から質問等はございますか。

それでは次に、議事(3)各部局からの報告に移ります。まず、「6段階警戒レベル」の行動制限について、危機管理部から報告してください。

【杉山危機報道官】

お手元の資料4を御覧下さい。カラフルなA4横長のページが一枚目となっているものでございます。

上段の表、左に「県感染流行期」「国ステージ」と書かれたところに区分がございます。また、評価指標がその右に10項目ほどございます。特にこの中で重要な指標といたしましては、「1週間当たりの新規感染者の数」、それから、中ほどにあります「病床の占有率」、そして一番右側の「直近1週間と先週1週間の新規感染者数の比較」この指標でございます。本県の最新の感染状況につきましては、下段の表の一番下の行にございますけれども、ここに5月12日というところで記載がございます。人口10万人当たりの新規感染者数は、ここは前日までのデータが入っておりますので、人口10万人当たり11.15人となっておりますが、今、健康福祉部から説明があったとおり、直近では13.7人ということでございます。病床占有率も真ん中やや右に28.3%と記載されておりますが、こちらでも、直近は32%に達しているという状況でございます。一番右側の直近1週間と先週1週間の新規感染者数の比較では、1.56倍となっております。その前の週も1.57ということですので、2週続けて1.5が続きますと、これは急速な感染拡大を意味しているということでございます。

このような指標を中心にその他の数値も鑑みまして、本県の実情は、感染流行期については「感染まん延期 中期」、国の定める感染状況区分は「ステージⅢ」に該当すると判断しております。

次のページをお開きください。今度は縦長の日本地図が示されたページでございます。今、説明しましたとおり、これらのデータを踏まえまして、本日、「ふじのくに基準」に基づく「警戒レベル」を4から5に引き上げまして、「特別警戒」とさせていただきたいと考えております。特に行動制限についてでございますが、ここにいろいろ記載がございますけれども、要点だけお話しすると、変異株の感染力が強いことを踏まえまして、若い人から御高齢の方までどの世代でも感染しやすかつ重症化しやすいといった特徴を踏まえた呼び掛けをしております。

また、これまでは、3密が重なった条件で感染しやすいと言われてきましたけれども、今後は、たとえ1つの密であっても、感染リスクがあるということを強く伝えてまいります。

従来以上の厳格な感染防止対策の必要性、これを注意喚起する必要があると考えております。また、本県以外との全ての都道府県との往来につきましては、こちらも自粛等と呼び掛けてまいります。

感染の爆発的拡大を抑える重要局面として、8つの対策を県民の皆様をお願いしたいと考えております。こちらも要点だけお話しすると、2つ大きなポイントがございます。

- 1つは、移動や接触機会を減らすこと。
- 2つ目に、より感染力が高い感染者と接触があっても、感染をしにくくすること、

感染人数を減らすこと。

この2点を踏まえた、8つの行動の注意事項を記載したということでございます。なお、これらの8つの県民の皆様への呼び掛けにつきましては、これは法律に基づく緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用に基づく要請ではなく、飲食店やイベント等の休業や時短要請、県内における外出を全て自粛要請するものではありません。ただしこれは現時点ということでありまして、今後、感染状況によりましては、まん延防止等重点措置の検討も十分あるということを含んだ形での呼び掛けとなっております。なお、その後ろ2ページ以降については、御確認いただければと思います。

以上でございます。

【藤原危機管理監】

ただいまの報告に質問等ありますでしょうか。

それでは次に、議事（4）今後の対応方針（案）について、事務局から説明をお願いします。

【森危機政策課長】

読み上げます。

県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針

令和3年5月14日

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・本県では、5月に入り多くの市町で感染拡大が進み、人口10万人当たりの1週間の感染者数は10人、病床占有率も30%超に急増している。また、感染者の8割以上が変異株となっており、強い感染力を踏まえる必要があることから、本県の感染状況を、「警戒レベル5（特別警戒）」、国の感染警戒区分「ステージⅢ」（感染者急増）とした。
- ・県外においては、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更により、4月23日から東京都、大阪府、京都府、兵庫県に緊急事態宣言が発令され、さらに5月12日からは愛知県、福岡県にも緊急事態宣言が発令された。
- ・5月7日以降の本県の感染急拡大は、東西近隣都県の爆発的感染拡大の影響を受けている。それらの地域とのゴールデンウィークにおける往来や行楽等を通じて家庭・職場内や友人間で急速に感染が拡大したと推定される。また、感染の場面

は、飲食の機会や団体行動の場面が多くを占めているが、感染が特定できない経路不明者の感染者も40%に達している。

- ・こうした状況において、感染拡大を防止するためには、変異株の強い感染力を想定した、これまでよりも一層高いレベルの対応が必要となり、
 - (1) 移動や接触機会を減らすこと
 - (2) より感染力が高い感染者と接触しても「感染をしにくくすること」、「感染人数を減らすこと」
 - (3) 医療提供体制を充実・強化することが、重要である。
- ・県では、感染拡大防止と医療提供体制の確保のため、以下の対応方針により、全力を挙げて、対策を実施する。

1 対象とする期間

令和3年5月14日（金）～5月31日（月）

〔※感染状況に応じて、対策期間を延長する。〕

2 対応方針

○ 感染状況の継続的監視と情報発信

「ふじのくにシステム」に基づき、感染の状況等を継続的に監視・評価し、県民に適切な情報提供を行う。変化が認められた場合は、「警戒レベル」を直ちに変更し、必要に応じ「静岡県実施方針」や本「対応方針」を見直す。

○ 感染拡大防止対策の徹底

本県における感染者の多くが変異株ウイルスによる感染となっている。変異株ウイルスについては、従来株に比べ感染力が強く、若年層への感染拡大も見られている上、年代に関わらず重症化しやすいとされている。

マスク着用や手指消毒、人と人との間隔を空ける、換気などの基本的な感染防止対策は従来と同じではあるが、強い感染力等を踏まえ、「集団」を形成

する場面を極力減らすなど、これまで以上のきめ細かな感染防止対策が必要であることを積極的に呼びかける。

(1) 移動や接触機会の抑制

① 県境を跨ぐ移動制限

全ての県への不要不急の県境を跨ぐ移動については自粛を要請する。とりわけ緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象とされている都道府県への訪問の回避、来訪の自粛を強く要請する。

② 「密」の回避

新型コロナウイルスは、主に飛沫感染や接触感染によって感染するため、ア密閉空間（換気の悪い密閉空間）、イ密集場所（多くの人が密集している）、ウ密接場所（多くの人が密接している）の3つの条件が揃う場面はもちろん、たとえ「1密」であっても避ける。

③ 催物（イベント等）の開催制限

ア 県内で開催される催物等において、主催者に「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」などの基本的な感染防止対策や参加者名簿の作成、接触確認アプリ（COCOA）等の活用の徹底を働きかけるほか、県境を跨ぐ全ての移動の自粛を要請している趣旨を踏まえ、特に、全国的なイベントの開催について慎重な対応を要請する。また、県と市町が連携して、1,000人を超える大規模イベントの相談に積極的に対応する。

イ 今後の感染拡大により、県内で「ステージⅣ」相当に該当すると判断された地域（東部・中部・西部の地区別）においては、感染状況等を分析のうえ、国や当該地域の市町と連携し、開催規模要件（人数上限・5,000人かつ収容定員の50%以内、飲食を伴わないこと等）の見直しについて、催物等の主催者に必要な協力要請を行う。

(2) 感染者数の抑制

① 会話や歌唱の際の注意

マスクを着用していない会話や歌唱などで感染が拡大した事例を踏まえ、室内や移動中の車内、カラオケでの感染に注意するよう呼びかける。また、変異株の感染力を踏まえ、マスクを着用していても、大声の会話・歌唱については、「密」がたとえひとつであっても、感染リスクが高まることを注意喚起する。

② 飲食の際の注意

飲食の場での感染リスクが高いことから、飲食店での黙食と会話時のマスク着用の徹底を継続的に呼びかける。加えて、バーベキューや仲間同士のホームパーティーでの感染拡大が見られることから、同居家族等との場合を除き自粛を呼びかける。さらに、変異株は感染力が強いことから、路上、公園等での集団での飲食など、屋外であっても自粛を呼びかける。

③ 施設の使用制限等

同一地域で複数の飲食店におけるクラスターが発生し、それにより当該地域の感染者数の著しい増加が見込まれるなど、感染拡大防止のために必要と認められる場合は、県内の感染状況の分析や医療提供体制の確保状況、市町の意見等を踏まえ、関係市町と連携し、国と協議のうえ、飲食店の営業時間の短縮要請を行う。

④ 店舗、事業所等での感染防止対策の徹底

ア 業種別ガイドラインによる感染防止対策の再度の徹底や、換気や湿度の管理など感染しにくい環境の確保を呼びかける。

イ 顧客にマスクを着用しない歌唱や会話はできないことを徹底する。貼り紙や声掛けを実施するとともに、顧客名簿の作成や接触確認アプリ（COCOA）の活用、顧客への利用の働きかけを強く要請する。

ウ 感染リスクが高まる「5つの場面」の回避、特に、「居場所の切り替わり」時（休憩室、更衣室、喫煙室等）の感染防止対策について注意を呼びかける。

エ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかける。

今後の感染拡大により、県内で「ステージⅣ」相当に該当すると判断された地域（東部、中部、西部の地域別）においては、「出勤者の7割削減」を目指すことも含め、事業者を取組を要請する。

オ 変異株が主流になったことにより、その感染性の強さから大規模クラスターの発生が増加することが見込まれ、この抑制が重要である。このため、福祉施設や事業所、学校の寮、共同生活施設などでの感染防止対策の徹底について、入居者や施設管理者、雇用者などに働きかけるとともに、抗原定性簡易キットを配布し、体調に心配がある従業員や入所者、学生が簡便に検査ができる体制を構築する。

⑤ 学校教育活動

ア 変異株ウイルスについては、若年層への感染拡大が従来株よりも強く懸念されることから、基本的な感染防止対策の更なる徹底を児童・生徒・学生に周知する。

イ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等において、感染防止と学習機会の確保の両立が図られるよう適切な対応を要請する。

ウ 部活動、課外活動等における集団行動・団体行動の場で感染リスクが高まることを踏まえ感染防止対策を徹底する。

エ 未成年者による飲食クラスターの発生事例があったことから、懇親会等の飲食機会の回避又は感染防止に向けた注意喚起を徹底する。

(3) 医療提供体制の確保

- ① 病床の確保について、4月30日付けで522床までの確保を依頼し今月中旬には、ほぼ体制が整う。今後、病床の占有率が50%を超える時点においては、通常医療を一定程度抑制することを前提としてコロナ病床を確保するため、感染症予防法第16条の2第1項に基づき病床の確保及び通常医療の一部抑制を医療機関に対して「要請」する。要請にあたって、通常医療を一定程度抑制することについて、早急に医療圏ごとの調整及び静岡県新

型コロナウイルス感染症医療専門家会議を開催し意見調整を図る。

- ② 入院病床を重症者等が優先的に利用できるよう、トリアージの徹底や、軽症者、無症状者の宿泊療養施設や自宅での療養を促進する。退院基準を満たした回復患者の転院を促進するため、後方支援病院に対し病床確保を依頼するとともに、後方支援病院の受入状況についての情報を共有し、コロナ病床の稼働率の向上を図る。
- ③ 医療機関以外での療養者の適切な健康観察、体調急変時の診療体制を確保する。このため、空白地域への宿泊療養施設の設置を進めるとともに、軽度な中等症を受け入れることが可能となるよう医療機能の強化の検討を進める。また、自宅療養者に対する毎日の健康観察を県看護協会に委託して実施するとともに、自宅療養中の体調急変に備え自宅療養者にパルスオキシメーター（血中酸素濃度測定機器）の貸し出しを実施する。合わせて電話診療や往診等を行なう体制を構築する。
- ④ 福祉施設でクラスターが発生した場合は、関係団体やDMAT、FICTとの協力のもと、クラスター発生施設での職員不足等に対応してケアを継続するためのクラスター福祉施設支援チーム(CWAT)を派遣する。
- ⑤ 感染対策の最優先はワクチンの接種であることを強く認識し、まずは、高齢者のワクチン接種について国が求める7月末までの接種完了を達成できるように市町とともに取り組んでいく。

その上で、高齢者接種完了後に行なわれるそれ以外の県民に対する接種スケジュールやワクチンの供給見込みを早急に明示するよう国に対して求める。

(4) その他

- ① 誹謗中傷等の根絶に向けた呼び掛け

新型コロナウイルスに感染された方やその治療に懸命に対応されている医療従事者の方々をはじめ、飲食等の業界に携わる事業者・従業員、用事があって来県した他地域の方などを対象とした心無い誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施する。

② 経済・雇用対策

ア 感染症の動向と経済に与える影響を的確に把握し、感染防止対策を講じつつ、県制度融資による資金繰り支援、雇用調整助成金等による雇用維持といった緊急対策に引き続き注力していく。

イ 全国知事会と歩調をあわせ、持続化給付金の再度の支給や雇用調整助成金の特例措置の延長等について、国に対して強く求めていく。

ウ Go To Eat キャンペーン事業について、国の警戒ステージが「Ⅲ」の期間においては、テイクアウト、デリバリーを除き、発行済の食事券の利用自粛を呼びかける。

エ 地域観光支援事業である「バイ・シズオカ～今こそ！しずおか！！元気旅！！～」について、国の警戒ステージが「Ⅲ」の期間においては、事業を全面停止する。

以上であります。

【藤原危機管理監】

ただ今、現下の感染拡大を踏まえた今後の対応方針（案）について説明がありました。皆様から質問等がありますか。

それでは本部長、この対応方針（案）により対応を決定してよろしいですか。

【本部長（知事）】

了解しました。

【藤原危機管理監】

それでは、最後に本部長から指示事項をお願いいたします。

【本部長（知事）】

ありがとうございました。指示事項を読み上げます。

本県では、5月に入り、変異株の感染拡大により、西部地域を中心として感染者が急増しています。5月12日に開かれた静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では「本県の感染状況は、国の感染警戒区分で「ステージⅢ」に該当する。」との見解が示されました。本県の警戒レベルは「レベル5（特別警戒）」となりま

して、大変厳しい感染状況にありますことから、何としてもここで感染拡大防止対策を徹底し、感染者の減少を実現しなければなりません。

現在、東京都や愛知県を含む1都2府3県に対し、緊急事態宣言が発出されており、本県は東西から感染拡大の影響を受けております。本県では、1件のクラスターの発生で家族や仲間が全員感染するなど、感染力の強い変異株の影響を受けていると見られます。さらに、ゴールデンウィークでの人流の増加により、家庭内や友人等に感染拡大したものと推定されます。また、感染の機会は、屋外でのマスク非着用でのバーベキュー等の飲食の機会、あるいは、職場の休憩所などの居場所の切り替わり、さらに社員寮や共同生活の場などで広がっております。

こうした中、感染拡大を防止していくためには、人の移動や面談が感染リスクを高めることを認識して、変異株の感染力の強さを踏まえ、不要不急の県境を跨ぐ移動を自粛すること、屋外の飲食の場を含めたマスクの着用の徹底すること、職場や共同生活等での感染防止対策など、県民一人ひとりの一層の感染防止行動の徹底を図ることが重要であります。

本県にとって極めて重大な局面を迎えておりまして、県民の皆様の御協力が必要でございます。各部局においては、全ての県民の皆様が共通認識のもとでこうした行動を行うことができるよう、関係する団体等を通じて、改めて周知を図っていただきまして、協力を要請してくださるようお願いいたします。

また、感染症対策で最も重要である医療提供体制の確保につきましては、今後の感染症対策業務の増大を見据えて、保健師をはじめとする職員の体制強化すること、さらに、外部人材やDXを最大限活用し、全庁をあげて感染症対策に取り組んでください。

新型コロナウイルスに関連した誹謗中傷や差別的対応は決して許されるべきものではありません。特に、日夜、献身的に医療提供に取り組まれている医療従事者への心無い行動が根絶されるように、県職員お一人おひとりが広報担当者として啓発に心掛けてください。

以上でございます。

【藤原危機管理監】

ありがとうございます。以上で第17回本部員会議を終了いたします。